

令和3年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和3年度9月補正予算等関係)

教育委員会

\* 事業の説明資料の「補正前」の欄はこれまでの予算額  
「補正」の欄は今回の計上予定額  
「計」の欄は「補正前」+「補正」の額

\* トータルコストについて  
トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		高等学校課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分の報告について	人権教育課	6
	(2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解 について(令和3年7月22日専決)		
第9号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 高等学校課 図書館	7

議案第2号

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 高等学校課	1,493,023	2,492	1,495,515				2,492	
合計	64,067,425	2,492	64,069,917				2,492	

(一般会計)	
高等学校課	高等学校教育企画費

## 令和3年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

高等学校課（内線：7929）

4目 教育連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高等学校教育 企画費	21,802	2,492	24,294				2,492	
トータルコスト	68,200	3,284	71,484	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	6.5人	0.1人	6.6人	委託業務の仕様作成、契約等会計手続				
工程表の政策内容	魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

県立高等学校授業料等徴収システム（以下「授業料システム」という。）により、県立高等学校における授業料及び学校徴収金の徴収事務や納付状況の管理等を行う。

※学校徴収金：教育活動に必要な経費のうち、各学校が生徒から徴収するもの（生徒会費、PTA会費、実習・教材費など）

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
県立高等学校授業料等徴収システム改修業務委託	授業料システムは、Internet Explorer 11（以下「IE」という。）を利用して運用・管理等を行っているが、マイクロソフト社によるIEのサポートが令和4年6月15日に終了することとなったため、セキュリティ対策として他のブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome）に対応させるための改修を行う。	2,492

### 3 事業の目標・取組状況・改善点

<事業目標>

県立高等学校における授業料及び学校徴収金について、徴収・督促事務等を円滑に実施する。

<取組状況・改善点>

平成22年度から現在の授業料システムを運用しており、徴収・督促事務の迅速化、適正化が図られている。

令和3年度 9月補正予算(定例会関係)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款 項 目	10款 教育費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費			4目 教育連絡調整費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,713,135		1,713,135	373,553		373,553	11,613		11,613	
2 給 料	26,721,941		26,721,941	475,904		475,904				
3 職 員 手 当 等	18,717,075		18,717,075	431,952		431,952				
4 共 済 費	8,850,305		8,850,305	235,033		235,033				
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	34,501		34,501	34,501		34,501				
7 報 償 費	122,550		122,550	87,175		87,175	54,735		54,735	
8 旅 費	455,360		455,360	216,032		216,032	128,994		128,994	
費 用 弁 償	75,283		75,283	27,983		27,983	3,258		3,258	
普 通 旅 費	329,810		329,810	149,912		149,912	105,675		105,675	
特 別 旅 費	50,267		50,267	38,137		38,137	20,061		20,061	
9 交 際 費	300		300	300		300				
10 需 用 費	931,281		931,281	638,315		638,315	500,405		500,405	
11 役 務 費	246,354		246,354	162,488		162,488	71,104		71,104	
12 委 託 料	1,422,037	2,492	1,424,529	807,147	2,492	809,639	106,916	2,492	109,408	
13 使用料及び賃借料	1,371,691		1,371,691	1,216,164		1,216,164	110,359		110,359	
14 工 事 請 負 費	1,074,997		1,074,997	774,928		774,928				
15 原 材 料 費	9,047		9,047							
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	243,318		243,318	106,963		106,963	90,888		90,888	
18 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	1,910,194		1,910,194	1,678,513		1,678,513	1,272,241		1,272,241	
19 扶 助 費	90,618		90,618	90,564		90,564				
20 貸 付 金	1,176		1,176	1,176		1,176				
21 補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	43,748		43,748	43,748		43,748				
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	107,213		107,213	107,213		107,213				
25 寄 付 金										
26 公 課 費	368		368	368		368				
27 繰 出 金	216		216	216		216				
予 備 費										
計	64,067,425	2,492	64,069,917	7,482,253	2,492	7,484,745	2,347,255	2,492	2,349,747	
財 国 庫 支 出 金	10,794,383		10,794,383	1,895,153		1,895,153	1,214,478		1,214,478	
源 地 方 債	655,000		655,000	507,000		507,000				
内 そ の 他	1,743,113		1,743,113	282,581		282,581	71,096		71,096	
一 般 財 源	50,874,929	2,492	50,877,421	4,797,519	2,492	4,800,011	1,061,681	2,492	1,064,173	

件名	議会の委任による専決処分の報告について （2）鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について （令和3年7月22日専決）		
提出理由	1 提出理由 （1）鳥取県育英奨学資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （2）訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
及び概要	2 概要 （1）和解の要旨		
	区分	訴訟の概要	和解の概要
	相手方	米子市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
	相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。
	額	未償還金全額	同左
	返還方法	一括返還	相手方は、連帯して442,261円(内訳 育英奨学資金の未納額279,000円、延滞金157,200円、支払督促申立手続費用4,561円、追納手数料1,500円)を令和3年8月から全額返還するまでの間、毎月月末までに8,000円ずつ(最終支払月にあっては2,261円)県に支払うこと。 相手方が支払を怠り、16,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	（2）和解までの経過 平成22年6月分の返還より滞納となった。連帯保証人の父や、契約時に法定代理人となっていた母を通じて分割で弁済を受けていたが、毎月の新規発生額を上回る返還とならなかったため滞納が増え続けた。 平成27年度、28年度にサービサーに委託したが未納の解消に至らず、令和2年3月30日付で法的措置予告を送付するに至った。 法的措置予告を受けて連帯保証人の父より分割で支払う旨の連絡があり納付書を送付したが、実際に支払われることは無かった。その後架電、訪問を行ったが話をすることはできなかった。 支払督促を裁判所に申し立てたところ、借受者から分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。(当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、令和3年6月議会で報告済。) 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。		
	（3）和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		
	【参考】 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。		

## 長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	高等学校課	物品 保守	ファクシミリ	1台	鳥取市元角町一丁目116番地 株式会社パレット	514,800	令和3年7月1日 ～令和8年6月30日	鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
2	図書館	物品 保守	電話交換機 電話機	1台 40台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	283,800	令和3年10月1日 ～令和4年9月30日	鳥取県立図書館
3	鳥取東高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	464,640	令和3年8月1日 ～令和7年7月31日	鳥取県立鳥取東高等学校
4	鳥取商業高等学校 校	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市片原一丁目114番地 尾脳電機株式会社	217,800	令和3年8月24日 ～令和8年10月31日	鳥取県立鳥取商業高等学 校
5	鳥取工業高等学 校	物品 保守	デスクトップパソコン ディスプレイ	1台 1台	鳥取市片原一丁目114番地 尾脳電機株式会社	198,000	令和3年7月7日 ～令和8年10月31日	鳥取県立鳥取工業高等学 校
6	米子西高等学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市西三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	138,600	令和3年7月2日 ～令和8年8月7日	鳥取県立米子西高等学校